

# 平成31年度(2019年度) 利用者負担額(保育料)表

## ●保育認定子ども(2号認定・3号認定)の保育料月額 [利用施設: 保育園、認定こども園(保育部分)]

階層区分	2号認定(3歳以上)									3号認定(3歳未満)								
	国基準		阿蘇市						国基準		阿蘇市							
	(保育標準時間)		保育標準時間			保育短時間			(保育標準時間)		保育標準時間			保育短時間				
階層	1子	階層	1子	2子	3子以降	1子	2子	3子以降	階層	1子	階層	1子	2子	3子以降	1子	2子	3子以降	
①生活保護世帯	1	0円	A	0円	0円	0円	0円	0円	0円	1	0円	A	0円	0円	0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	2-2	6,000円	B-2	3,900円	0円	0円	3,900円	0円	0円	2-2	9,000円	B-2	5,900円	0円	0円	5,900円	0円	0円
③市町村民税均等割のみ	3-2	16,500円	C1-2	8,300円	4,150円	0円	8,200円	4,100円	0円	3-2	19,500円	C1-2	9,800円	4,900円	0円	9,700円	4,850円	0円
④所得割課税額 48,600円未満			C2-2	10,800円	5,400円	0円	10,600円	5,300円	0円			C2-2	12,700円	6,350円	0円	12,600円	6,300円	0円
⑤所得割課税額 97,000円未満		うち57,700円未満	D1-2	16,200円	8,100円	0円	16,000円	8,000円	0円			D1-2	18,000円	9,000円	0円	17,800円	8,900円	0円
			うち77,101円未満	D1-2	16,200円	8,100円	0円	16,000円	8,000円			0円	D1-2	18,000円	9,000円	0円	17,800円	8,900円
		うち77,101円以上	D1-3									D1-3						
⑥所得割課税額 169,000円未満	5	41,500円	D-2	24,900円	12,450円	0円	24,600円	12,300円	0円	5	44,500円	D-2	26,700円	13,350円	0円	26,400円	13,200円	0円
⑦所得割課税額 301,000円未満	6	58,000円	D-3	34,800円	17,400円	0円	34,300円	17,150円	0円	6	61,000円	D-3	36,600円	18,300円	0円	36,100円	18,050円	0円
⑧所得割課税額 397,000円未満	7	77,000円	D-4	46,200円	23,100円	0円	45,500円	22,750円	0円	7	80,000円	D-4	48,000円	24,000円	0円	47,300円	23,650円	0円
⑨所得割課税額 397,000円以上	8	101,000円	D-5	60,600円	30,300円	0円	59,700円	29,850円	0円	8	104,000円	D-5	62,400円	31,200円	0円	61,500円	30,750円	0円

## ■ひとり親家庭、在宅障がい児(者)のいる世帯等の場合

階層区分	2号認定(3歳以上)									3号認定(3歳未満)								
	国基準		阿蘇市						国基準		阿蘇市							
	(保育標準時間)		保育標準時間			保育短時間			(保育標準時間)		保育標準時間			保育短時間				
階層	1子	階層	1子	2子	3子以降	1子	2子	3子以降	階層	1子	階層	1子	2子	3子以降	1子	2子	3子以降	
①生活保護世帯	1	0円	A	0円	0円	0円	0円	0円	0円	1	0円	A	0円	0円	0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	2-1	0円	B-1	0円	0円	0円	0円	0円	0円	2-1	0円	B-1	0円	0円	0円	0円	0円	0円
③市町村民税均等割のみ	3-1	6,000円	C1-1	3,000円	0円	0円	3,000円	0円	0円	3-1	9,000円	C1-1	4,200円	0円	0円	4,200円	0円	0円
④所得割課税額 48,600円未満			C2-1	3,900円	0円	0円	3,900円	0円	0円			C2-1	5,700円	0円	0円	5,700円	0円	0円
⑤所得割課税額 97,000円未満		うち77,101円未満	D1-1	3,900円	0円	0円	3,900円	0円	0円			D1-1	5,700円	0円	0円	5,700円	0円	0円
			うち77,101円以上	D1-3	16,200円	8,100円	0円	16,000円	8,000円			0円	D1-3	18,000円	9,000円	0円	17,800円	8,900円
⑥所得割課税額 169,000円未満	5	41,500円	D-2	24,900円	12,450円	0円	24,600円	12,300円	0円	5	44,500円	D-2	26,700円	13,350円	0円	26,400円	13,200円	0円
⑦所得割課税額 301,000円未満	6	58,000円	D-3	34,800円	17,400円	0円	34,300円	17,150円	0円	6	61,000円	D-3	36,600円	18,300円	0円	36,100円	18,050円	0円
⑧所得割課税額 397,000円未満	7	77,000円	D-4	46,200円	23,100円	0円	45,500円	22,750円	0円	7	80,000円	D-4	48,000円	24,000円	0円	47,300円	23,650円	0円
⑨所得割課税額 397,000円以上	8	101,000円	D-5	60,600円	30,300円	0円	59,700円	29,850円	0円	8	104,000円	D-5	62,400円	31,200円	0円	61,500円	30,750円	0円

○保育料は入所した前年度の3月31日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が上がっても、その年度中の保育料は変わりません。

○保育料は、児童の父母の市町村民税額の合算額によって決定します。(祖父母等が家計の主宰者である場合には、祖父母等の税額も合算して保育料を算定します。)

○階層区分決定の基礎となる市町村民税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除などの税額控除を適用する前の額となります。

○毎年9月が保育料の切り替え時期になります。(4月～8月は前年度市町村民税で、9月～3月は当該年度市町村民税で算定します。)

○この保育料のほか、各園により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります。

○公立保育園及び私立保育園の保育料は、阿蘇市が支払先となります。私立認定こども園等は、施設・事業者が支払先となります。(支払先は利用する施設によって異なりますが、保育料の算定方法等の基準は同じです。)

○年収約360万円未満相当世帯(表中の網掛けされた階層)は、多子計算に係る年齢制限が撤廃されています。(裏面参照)

○熊本県多子世帯子育て支援事業により、18歳未満の児童を3人以上扶養している家庭で、3番目以降の児童が保育施設を利用する場合、保育料が無料となります。(D-4階層及びD-5階層の世帯を除く。[二重枠で囲まれた階層])